

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

a) 委員会等設置会社であるか監査役制度採用会社であるかの別

当社は監査役制度を採用しております。

b) 社外取締役・社外監査役の選任の状況

当社は監査役5名の内、2名を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役としております。

c) 社外役員の専従スタッフの配置状況

社外監査役を含めた監査役に対し、監査機能の充実のため、専属のスタッフ（監査役付）を配置しております。

d) 業務執行・監査の仕組み

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営機関制度につきまして、コーポレート・ガバナンス体制の整備、強化を図るために平成16年7月に経営の監督、業務執行そして取締役業績評価等に関する機能を分離いたしました。取締役会を経営の重要な意思決定、業務執行に対する監督の機関とし、その下部組織機関の常務会を廃止し、新たに業務執行の意思決定機関として「経営執行会議」を組織いたしました。さらに、取締役の業績評価並びに取締役、監査役候補選考案の審議を行う「評価・選考会議」を設置いたしました。また監査役は監査役会を組織し、取締役会・経営執行会議等への出席などを通じて取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人、内部監査組織、関係会社監査役との連絡会などにより緊密な連携を保ち、適正かつ十分な監査を目指しております。

e) 内部監査の状況

当社は、専任スタッフ8名からなる監査室を内部監査組織として設置しております。内部監査にあたっては、予め年度監査計画を策定し、経営執行会議に諮り、その計画に則り実施しております。事業所、主要グループ会社を含めて業務活動の遵法性や効率性等の監査を実施しており、業務の改善に向けて具体的な助言・勧告を行うとともに、代表取締役および経営執行会議に監査報告を行い、さらに監査役とも意見交換し、監査機能の充実を図っております。

f) 社外監査役との関係

当社と社外監査役の間には特別な利害関係はありません。

社外監査役のうち宮本一氏は、関西国際空港㈱の代表取締役会長、㈱きんでんの取締役会長であります。

g) 当社の監査を委嘱した公認会計士等

当社は、商法特例法及び証券取引法に基づく会計監査人としてあずさ監査法人と契約を結び、会計監査を受けております。当社の会計監査業務は、同監査法人の指定社員である公認会計士阿部隆哉、山村陽の2名が執行しております。なお、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、会計士補4名、その他1名となっております。

h) 各種委員会の概要

当社グループは経営理念を達成するために、取締役会直轄組織として当社社長を委員長とする「コスモ石油グループ企業倫理委員会」を設け、「コスモ石油グループ企業倫理推進室」がその運営を補佐し、同規程の下、遵法精神を踏まえた企業行動の徹底に努めております。また、コンプライアンスの徹底、環境対応の充実、操業事故や労働災害未然防止などの安全対策の強化、そして人権啓発活動などを重点的に推進するために、経営執行会議直轄組織として「地球環境委員会」「総合安全対策本部会議」「人権委員会」「リスクマネジメント委員会(平成17年7月新設)」を設置し、各委員会の担当役員を委員長として運営しております。また、各関係部署がその運営を補佐し、環境・安全・人権・リスクマネジメントに関して、グループ全体で積極的に取り組んでおります。

(2) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

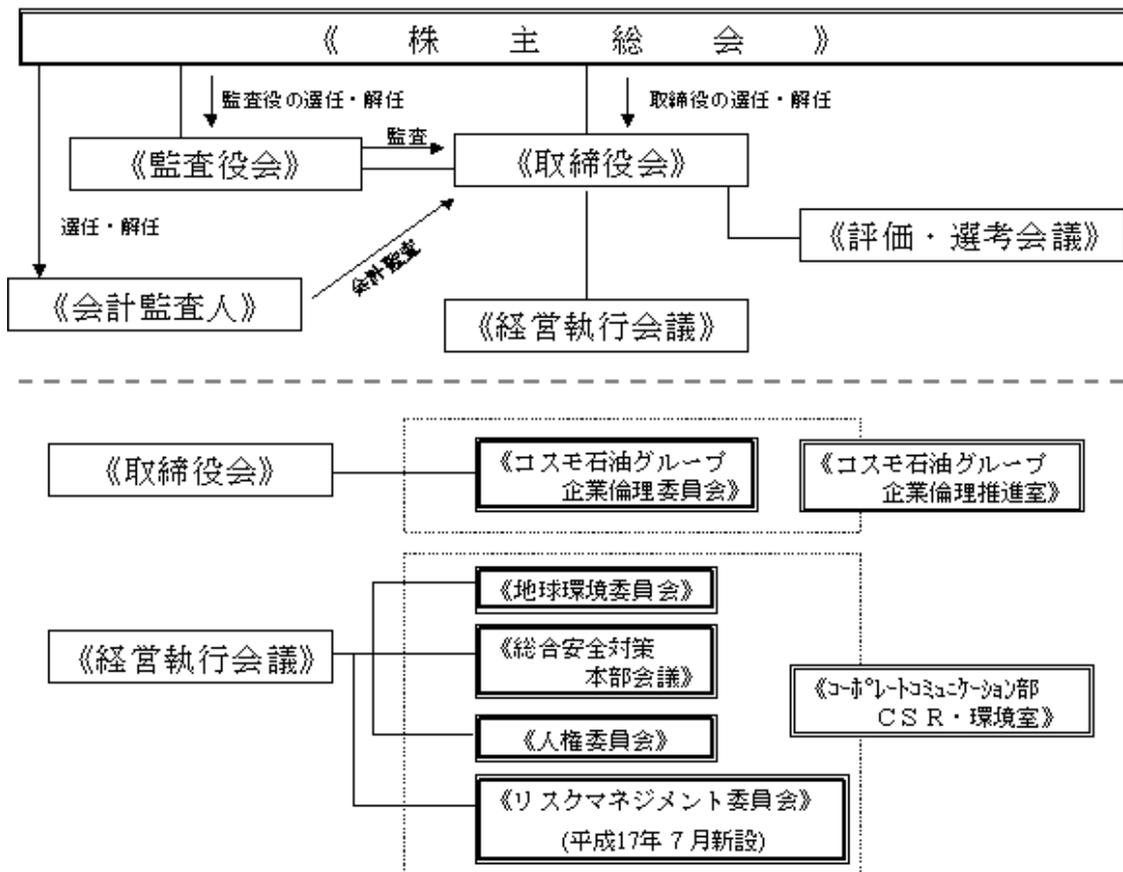
コンプライアンスの従業員への徹底を図るべく「コスモ石油グループ経営理念カード」の全従業員への配布と携帯の指導を行うとともに、従業員に対し企業倫理に関する研修を実施する等、コンプライアンス浸透強化を図っております。

リスクマネジメントに関しましては、各事業所・部署単位でリスクの洗い出し・評価を実施し、それらを元に危機管理規程(平成16年4月)を策定し、また体制強化として平成17年7月に「リスクマネジメント委員会」を設置いたします。

環境を始めコンプライアンス・安全・人権などあらゆる面において社会的責任を果たすべく「CSR・環境室」を設置し、推進体制を強化しております。

情報セキュリティにつきまして、コスモ・ザ・カードのお客様情報が不正に流出される事態が発生しました。当社ではこの事態を二度と引き起すことのないよう、情報セキュリティの責任を明確にし、確実に対策を推進する体制を構築するため、平成16年7月に新たに情報システム部を設置し、強固な情報セキュリティ管理体制の構築に向けて具体的な取り組みを行いました。さらに、この情報システム部が中心となり、グループ全体で情報セキュリティ管理体制の高度化に向けて具体的な取り組みも開始しております。さらに、平成17年6月29日付けでカード事業部を新設し、カード事業の強化を図るとともにカード事業におけるセキュリティー管理を強化してまいります。

◆ 組織体制



(3) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人に対する監査報酬は、以下のとおりです。

役員報酬	取締役を支払った報酬	404	百万円
	監査役を支払った報酬	80	百万円
	計	484	百万円
監査報酬	監査証明に係る報酬 (注)	48	百万円
	上記以外の報酬	—	百万円
	計	48	百万円

(注) 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬であります。